

基本目標Ⅳ 快適な地域環境をつくる

区が目指すまちの将来像を環境的側面から支えるためには、区民にとって最も身近な生活環境が良好で、自然が引き起こす災害への備えが進んだ、快適・安全なまちの実現が求められます。

そのため、大気環境や水環境の維持・改善、交通環境の形成により、快適な地域環境の確保をめざします。



適正な管理がなされていない空家



みどり豊かな街路樹

環境指標

環境指標	平成 27 年度	平成 31 年度
管理不全な空家等およびいわゆる「ごみ屋敷」に対する指導棟数	—	60 棟
雨水流出抑制対策量（累計）	467,468 m ³	平成 33 年度までに 約 55.5 万 m ³
区内の都市計画道路の完成率	5 割	6 割

重点事業

●空家等対策の推進

適正な管理がなされていない空家は、防災、防犯面、景観の阻害など、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼします。空家およびいわゆる「ごみ屋敷」問題の対策に関し、発生予防や適正管理、所有者への指導強化等を定めた「空き家等対策計画」を策定するとともに、計画に基づく取組内容を定める条例を制定します。

●雨水貯留浸透施設の増設

浸水被害が想定される河川沿いなどの地区に雨水貯留浸透施設を増設します。

基本施策Ⅳ-1 良好な交通環境を整備する

環境に配慮した都市計画道路等の幹線道路の整備を進め、道路交通に起因する環境負荷の低減に努めます。

また、都営地下鉄大江戸線延伸の早期着工や区内のバス交通の充実の取組などにより、公共交通の利用促進を図るとともに、自転車利用環境の整備などにも取り組みます。

(1) 良好な交通環境の整備

事業

① 環境に配慮した道路づくりの推進

豊かで質の高い街路樹等によるみどりを都市計画道路等の整備を推進することにより充実させ、公園や緑地等の点在するみどりとネットワーク化して、みどりを楽しめる道路空間の創出に努めます。また、区道以外の道路の事業者（国、東京都等）に対しても、環境に配慮した道路づくりを要望していきます。

② 道路と鉄道の立体化の推進

踏切による交通渋滞や踏切事故を解消するため、関係機関と連携し、西武新宿線の連続立体交差化の早期実現に取り組みます。

③ 都営地下鉄大江戸線延伸の実現に向けた取組

大江戸線延伸の早期着工に向けて、事業予定者である東京都との実務的な協議を一層進めていきます。また、東京都との協議内容を踏まえて、大江戸線延伸推進基金の活用方法や積み増しについて検討していきます。更に、新駅予定地周辺では駅前広場の整備や生活を支えるサービス施設の立地促進、公共施設の集約化など、新たな拠点づくりを検討します。

④ バス交通環境の充実

駅やバス停から遠い地域における区民の移動しやすさの向上のため、みどりバス（コミュニティバス）や路線バスの再編等による改善を検討します。

⑤ 自転車利用環境の整備

自転車の適正利用を促進するため、練馬区自転車利用総合計画に基づき自転車駐車場（駐輪場）を整備するとともに、放置自転車の減少をめざします。また、自転車の走行環境の整備にも取り組みます。

⑥ シェアサイクル³⁶導入に向けた取組の実施（社会実験の実施）

シェアサイクルの社会実験を実施し、本格導入の実施検討を行います。

³⁶ 複数のサイクルポート（拠点）間でいつでもどこでも貸出や返却ができる、短距離・短時間の利用に適した新しい交通手段のこと。

基本施策Ⅳ-2 良好な生活環境を保全する

環境の監視・公表や、事業者等に対する指導・規制・情報提供の継続、空家やごみ屋敷の対策に取り組み、良好な生活環境を保全します。

また、開発事業等に伴う環境負荷の低減への配慮や、良好な都市景観の保全に配慮したまちづくりを進めるほか、区内での雨水貯留浸透の促進に取り組みます。

さらに、東京 23 区で 2 番目に多い約 72 万人の人口を擁する練馬区は住宅都市であることから、住宅や住まい方に関する環境配慮の普及を図ります。

(1) 公害問題等への対応

事業

① 環境の監視とデータの活用

大気汚染、水質汚濁、騒音などについて、環境基準項目の監視を継続するとともに、新たに環境基準設定物質が指定された場合は、適切に対応します。国や東京都の施策と連携・協力しつつ、事業所に対する規制や指導を行います。また、監視データを定期的に公表します。

② 生活型公害問題解決のための支援

騒音、振動、悪臭、ばい煙など生活型公害問題に係る情報を収集し、区民へ提供します。生活型公害に係る苦情や相談のうち、行政が対応すべきものは区が迅速に解決を図り、地域住民間で解決すべきものは区民自ら解決できるよう区が支援します。

③ 工場や建設工事における公害発生の防止

工場および指定作業場の把握や建設工事の監視を行うとともに、練馬区アスベスト飛散防止条例をはじめ、関係法令に基づき、公害防止のための規制や指導を行い、公害の未然防止を図ります。

④ 有害化学物質汚染対策の充実

有害化学物質使用事業所の把握と監視により、土壌や地下水の汚染を未然に防止します。万一、汚染が発生した場合には、関係者と連携して、発生源の究明、汚染対策および被害の防止を図ります。また、事業者に向け、有害化学物質の管理や汚染対策に関する情報提供を実施し、リスクコミュニケーション³⁷の啓発に努めます。

⑤ 空家等対策の推進【重点】

適正な管理がなされていない空家は、防災、防犯面、景観の阻害など、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼします。空家およびいわゆる「ごみ屋敷」問題の対策に関し、発生予防や適正管理、所有者への指導強化等を定めた「空き家等対策計画」を策定するとともに、計画に基づく取組内容を定める条例を制定します。

³⁷ 地域コミュニティを構成する市民、行政、企業などが、コミュニケーション(対話)を通じて、リスク(健康や暮らしに影響を与えることからの危険性)に関する情報を信頼関係の中で共有し、リスクを低減していく試みのこと。

(2) 環境に配慮したまちづくりの推進

事業

① 環境影響評価制度による情報提供

環境影響評価法および東京都環境影響評価条例に基づく大規模事業の環境影響評価手続の実施に当たっては、区民生活への影響が考えられるため、手続の各段階において確実に区民へ情報の提供を行います。

② まちづくりにおける環境への配慮

練馬区まちづくり条例および練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に規定される区独自の制度に基づき、緑化等の環境に配慮した開発事業を誘導します。

③ 地域の特色を活かした景観まちづくりの推進

景観条例および景観計画に基づき、区民や事業者とともに、まちの個性や特色を活かし、まちの魅力を創出し、まちへの愛着や誇りを育む景観まちづくりを進めます。

④ 景観資源の保全活用

区内に広く点在する自然や歴史的建造物など地域を特徴づける「ねりま」らしい固有の景観資源を積極的に保全し、活用します。



旧内田家住宅

⑤ 良好な都市景観を創出する無電柱化の推進

練馬区無電柱化基本方針にもとづき、区道の無電柱化を効果的かつ効率的に進めます。



無電柱化による快適な歩行空間

⑥ 雨水流出抑制対策の推進

大規模な開発事業や、公共施設の整備における雨水流出抑制施設³⁸の設置を指導するとともに、小規模宅地における雨水浸透施設設置費や雨水タンク購入費の助成を進めます。



雨水浸透施設（浸透ます）

⑦ 雨水貯留浸透施設の増設【重点】

浸水被害が想定される河川沿いなどの地区に雨水貯留浸透施設を増設します。

³⁸ 雨水を一時的に貯留し、または地下に浸透させる機能を有する施設のこと。貯留槽などの貯留施設と浸透ます、透水性舗装などの浸透施設がある。

(3) 環境にやさしい住まいづくりの促進

事業

① 環境配慮型住宅や設備の導入促進

練馬区再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助制度をはじめ、国や東京都の環境配慮型の設備設置への支援制度の普及を図ります。また、区の住宅修築資金融資あっせん制度や国の支援制度の活用により、環境配慮型の住まいづくりを促進します。

② 長持ちする住まいづくりの促進

長期優良住宅認定制度の普及や住宅リフォームに柔軟に対応できる建築方式についての情報提供により、長持ちする住まいづくりの普及啓発に努めます。合わせて、安心して中古住宅を取得できる環境づくりとともに、ライフスタイル等に応じた住み替えの促進策についても検討します。

③ 健康に配慮した住まいづくりの促進

シックハウス症候群³⁹など建材に起因した健康被害を防止するための指導や国の交付金制度を活用したアスベスト除去工事費の助成に引き続き取り組みます。合わせて、適切な気密性の確保や換気方法についての情報提供により、健康に配慮した住まいづくりの普及啓発を図ります。

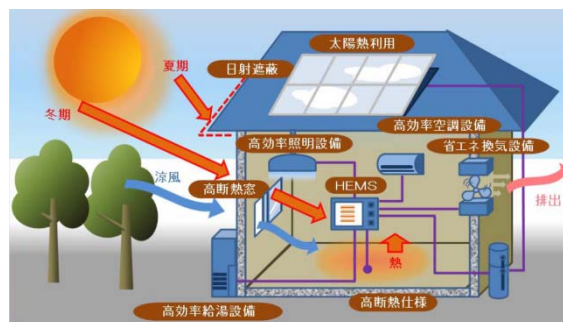
コラム

ゼ ブ / ゼ ッ チ ZEB / ZEH (ネットゼロ・エネルギー・ビル, ハウス)

ZEB/ZEHとは、快適な室内環境を保ちながら、高断熱化と高効率設備等によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、一次エネルギー量（電力やガス等を利用するためのエネルギー量）を概ね賄える状態（正味ゼロエネルギー）となる建築物（住宅）のことです。

日本のエネルギー政策の方針を示した「エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定）」において、2030年までのZEB/ZEHの実現・普及目標が掲げられました。

区は、目標の実現に向け省エネルギー住宅の普及啓発に取り組むとともに、最新の省エネルギー設備や技術に関する情報を、広く区民に提供しています。



ZEHのイメージ

出典：資源エネルギー庁「ZEH普及に向けて～これからの施策展開～」

³⁹ 建材や家具等から発生する化学物質やカビ・ダニ等による室内空気環境汚染による健康障害のこと。

基本施策Ⅳ-3 暑熱環境対策を推進する

地球温暖化やヒートアイランド現象等の影響に伴う夏の暑さ環境（暑熱環境）の改善に向け、緑地の確保や、路面温度低減に効果的な道路舗装の普及を図るほか、区民への熱中症予防に関する普及啓発を行います。

(1) 暑熱環境対策の推進

事業

① みどりの美しい街並みづくり※再掲

地域へみどりのアドバイザーを派遣し、街区や沿道単位での緑化の取組を支援します。

② 区立施設等の緑化

区立施設の改修や小中学校の改築に合わせ、屋上緑化や壁面緑化に取り組むとともに、小中学校では、校庭の芝生化やみどりのカーテンの整備を進めています。



屋上緑化（区役所西庁舎ハーブテラス）



みどりのカーテン（春日小学校）

③ 環境に配慮した道路舗装の推進

透水性舗装や遮熱性舗装について、効果や機能を検証しながら、環境に配慮した道路舗装の採用を進めます。

④ 区民への啓発事業の実施

毎日の暮らしの中ですぐに取り組める低炭素型ライフスタイルのPRを進め、打ち水やエコライフチェック等、多くの区民が参加しやすく、効果的な啓発事業を検討し、実施します。



打ち水大作戦

⑤ 熱中症予防の普及啓発

ホームページ、SNS等を活用し、熱中症予防のための注意喚起活動を行います。